

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第71号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

1 道路の占用料（以下「占用料」という。）の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

(1) 占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			改 正 前		改 正 後		
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	
電柱, 電線, 変圧塔, 郵便差出箱, 公衆電話所, 広告塔その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		円 3,500	円 540	円 据置き	円 500	
	電話柱及びその支柱類		2,100	310	据置き	290	
	その他の柱類		210	31	据置き	29	
	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,000	310	据置き	290
		地下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200	190	据置き	180
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,100	620	据置き	590
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700	260	据置き	250
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	4,100	620	据置き	590	
水管, 下水道管, ガス管その他これらに類する物件	管 路	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	86	13	据置き	12
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120	19	据置き	18
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180	28	据置き	26
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250	37	据置き	35
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370	56	据置き	53
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490	75	据置き	70
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	860	130	据置き	120

		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,200	190	据置き	180
		外径が1メートル以上のもの		2,000	300	据置き	280
	その他のもの			1,100	170	1,200	180
鉄道，軌道その他これらに類する施設			占有面積1平方メートルにつき1年	4,100	620	据置き	590
上空又は地下に設ける通路				6,000	1,100	6,200	据置き
浄化槽その他これに類する施設				4,100	620	据置き	590
露店，商品置場その他これらに類する施設				4,100	620	据置き	590
標識				1本につき1年	3,300	500	据置き
アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	12,000	2,200	据置き	据置き
	その他のもの			6,000	1,100	6,200	据置き
ぼんぼり	外径が1.5メートル未満のもの		1本につき1月	2,100	380	2,200	390
	外径が1.5メートル以上のもの			3,800	680	3,900	690
太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1平方メートルにつき1年	4,100	620	据置き	590
仮設建築物及び一時収容施設			占有面積1平方メートルにつき1月	410	62	据置き	59

(2) 伝統的建造物群保存地区等に存する電柱等の占用料の額を2倍とする規定について、周辺の景観と調和した彩色を施した電柱及び電話柱（それらの支柱類を含む。）については、当該規定を適用しないこととします。

(3) 占用料に係る端数計算の方法の改定

表示面積，占有面積又は占有物件の面積に係る端数計算において，0.01平方メートル又は0.01メートル未満の数を切り捨てることとします。

2 道路法施行令の一部改正に伴い，食事施設，購買施設その他これらに類する施設について，新たに地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるものに係る区分を設け，占用料を徴収することとしました。

3 道路法の一部改正に伴い、入札対象施設等の入札占有指針に係る占有料の額の最低額を定めることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第71号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項第4号中「1平方メートル（日よけ類及び看板にあつては、0.01平方メートル。以下この号において同じ。）」を「0.01平方メートル」に、「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「は、1平方メートルとみなす」を「を切り捨てて占用料を計算する」に改め、同条第2項中「同項」の右に「(第3号を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、1の年度における占用期間が30日以下であるときは、当該年度分の占用料の額は、1月分に相当する額とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(占用料の額の最低額)

第3条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額（以下「占用料の額の最低額」という。）は、別表に掲げる占用料の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項に規定する額の範囲内で占用料の額の最低額を別に定めることができる。

附則第2項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

「

円
540
310
31
3
2
310
190
620
260
2,200
620

を

」

「

円
500
290
29
3
2
290
180
590
250
2,200
590

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

」

86	13	を	86	12	に改め, 同表法第32条
120	19		120	18	
180	28		180	26	
250	37		250	35	
370	56		370	53	
490	75		490	70	
860	130		860	120	
1,200	190		1,200	180	
2,000	300		2,000	280	
1,100	170		1,200	180	

第1項第3号に掲げる施設の項中「620」を「590」に改め, 同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「6,000」を「6,200」に, 「620」を「590」に改め, 同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「620」を「590」に改め, 同表道路法施行令(以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件の項中「500」を「4

70」に,	6,000	1,100	を	6,200	1,100	に改め, 同表
	2,100	380		2,200	390	
	3,800	680		3,900	690	

令第7条第2号に掲げる工作物の項中「620」を「590」に改め, 同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「62」を「59」に改め, 同表令第7条第8号に掲げる施設, 同条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第13号に掲げる施設の項中「, 同条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第13号に掲げる施設」を削り,

上空に設けるもの	$A \times 0.017$	を
----------	------------------	---

「

上空に設けるもの		$A \times 0.017$	に改め, 同表令第7
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	$A \times 0.004$	
	階数が2のもの	$A \times 0.006$	
	階数が3以上のもの	$A \times 0.007$	

」

条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の項の次に次の1項を加える。

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	$A \times 0.011$
	上空に設けるもの		$A \times 0.017$
	その他のもの		$A \times 0.025$

別表備考5中「電柱及びその支柱類, 電話柱及びその支柱類」を「電柱及び電話柱(これらの支柱類を含み, 周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は, この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用する。ただし, 占用期間が施行日前に始まり, 施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については, なお従前の例による。

(平成30年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は, 施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受け, 又は同法第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議が成立している占用物件について, 改正後の条例の規定により算定した平成30年度

の占用料の額が、この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)